

1963年9月26日(金 4日目)

1. 開議並に散会時談(午前11時12分～午後4時56分)

2. 應招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 裕太郎	2番	比加 定亮	3番	天久 盛雄		
4番	安次官 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春安		
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安助		
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 盛昌		
13番	伊佐 真得	~	~	~	~	15番	官城 幸助
~	~	~	~	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 甚光	21番	古沢藏 清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村 嘉永 16番 富里 飯行

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 裕太郎	2番	比加 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次官 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春安
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安助
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 盛昌
13番	伊佐 真得	~	~	~	~
~	~	~	~	15番	官城 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 甚光	21番	古沢藏 清次郎

5. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲村 嘉永 16番 富里 飯行

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春安 助役 鳥居 真徳 総務課長 松川 正義

1963年9月26日(金曜日)

1. 開設式に就て(午前11時12分 ~ 午後4時56分)

2. 記者発表は次の通りである。

講師	氏名	講師	氏名	講師	氏名	講師	氏名	講師	氏名	講師	氏名																																				
1番	天久 義太郎	2番	北川 定亮	3番	天久 盛	4番	安政官 信	5番	石川 真六	6番	仲村 審	7番	細柳 正最	8番	田中 真	9番	安里 哲	10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 明	13番	伊佐 真得	~	~	~	~	15番	宮城 勝	16番	中尾 幸	17番	伊佐 真寿	18番	中尾 幸	19番	式島 行男	20番	飯村 駿光	21番	吉良 藏	22番	吉良 藏	23番	吉良 藏

3. 記者発表は次の通りである。

14番 仲村 喜永 16番 宮里 敏行

4. 出席議員は次の通りである。

議員	氏名	議員	氏名	議員	氏名	議員	氏名	議員	氏名	議員	氏名																																				
1番	天久 義太郎	2番	北川 定亮	3番	天久 盛	4番	安政官 信	5番	石川 真六	6番	仲村 審	7番	細柳 正最	8番	田中 真	9番	安里 哲	10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 明	13番	伊佐 真得	~	~	~	~	15番	宮城 勝	16番	中尾 幸	17番	伊佐 真寿	18番	中尾 幸	19番	式島 行男	20番	飯村 駿光	21番	吉良 藏	22番	吉良 藏	23番	吉良 藏

5. 次席議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永 16番 宮里 敏行

6. 市長 仲村 喜永 助役 黒川 真穂 伊藤長 松川 正幹
の通りである。

市長 仲村 喜永 助役 黒川 真穂 伊藤長 松川 正幹

X 12

建設課長 島袋 昌兼 民生課長 畠山 全吾 水道課長 国吉 真義
住民課長 伊村 春信 経済課長 泽し 安一 質改課宅 奥宣 特使

7. 議会事務局出席者

局長 佐々木 光雄 曽記 照桂 教 島袋 真白 知念 春光

8. 議事日程は次の通りである。

議案第1. 議案第37号 個定資産評価員の選任同意について

議案第2. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について

議案第3. 議案第38号 緑水顧客の移管に伴う財産取得について

議案第4. 議案第4... 諸情報等 比屋川農橋の復旧架設方準備について

建設課長　島袋　昌葉　民住課長　鷲田　金治　水道課長　岡吉　真義
住民課長　柳村　春信　経済課長　渡辺　安三　販賣課長　栗原　特俊

（略）

（略）

（略）

日程第1. 議案第37号 個別資産評価員の選任同意について、

日程第2. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について、

日程第3. 議案第38号 給水顧客の移管に伴う財産取得について、

日程第4. 議案第4 / 諸情第8号 比屋川良穂の復旧工事方針について

議長～出席 18 名、欠席 4 名であります。よつて市町村自治法第 53 条の規定により、議会は成立致しますので、只今より開議を開きます。
(午前 11 時 12 分)

議長～日程第 1、議案第 37 号、補定資産評価員の選任同意についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～補定資産評価員の欠員で今後その選任を致したいと思いまして、今ここに掲げてあります。廻の比嘉盛光氏～君くんを皆さんに選任することを、御同意を得たいと思って提案してあります。

議長～本案に対する質疑を求めてます。

5番～答弁は、人事に関する問題でありますので出来るだけ // テテウ最初に答も結構でありますから、市がこの補定資産評価員を選任するにあたりまして選任の同意を求めるにあたりまして、当然、法第 84 条の二項に基づいて提案されたと思つております。そこでこの選任致したいと思つておられるところに掲げた比嘉氏が、第 84 条の 2 項に定める補定資産評価員に関しての知識と経験があると云うことを議会が納得出来る様な説明をお願い致します。

市長～補定資産評価員の最も大事なことは、公定にそしてその能力として充當その仕事をはたしめる様な知識と能力を有する者でなければいかんと思う訳であります。一応比嘉くんの学歴を申し上げますと、57 年の 11 月に最初選舉委員会の職員として採用になつて、よく年の 58 年の 3 月に財政課の職員に採用され、59 年から今まで補定資産評価員の補助員として勤めて来て今までやつてもらつています。本人の性格も非常にキチヨウ面で、性格にこれを評価して選任をはたしめるものと認めまして、投票した訳であります。

5番～補定資産の評価員の補助員としてやつて来た訳でございますね。その評価と云うことになりますと、その負担する業務も仕事も相当なものになると感じますが、現存その ~~補定~~ 補定資産評価員に選任したいと思つている。比嘉さんは、その仕事以外に何か兼務の仕事を兼ねておりますか、兼任しておりますか、補定資産評価員に関する仕事に専属しておりますか、それともそれ以外の他の仕事をも負担をさせられておりますか。

市長～身兼上は兼務の財政課の職員として、兼任の形になつておりますけれども、実際の仕事は、もつばら補定資産の評価に当つている訳であります。

5番～補定資産評価員に関する仕事に専属出来る様な現在の立場でありますか。

議長～出席 17 名、欠席 4 名であります。よつて市町村自治法第 53 条の規定により、議会は成立致しますので、只今より開議を開きます。

(午前 11 時 12 分)

議長～日程第 1、議案第 37 号、個定資産評価員の選任同意についてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～個定資産評価員の欠員で今後その選任を致したいと思ひまして、今ここに掲げてあります。此の比嘉盛光氏を皆くんを皆さんに選任することを、御同意を得たいと思つて提案してあります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～答弁は、人事に関する問題でありますので出来るだけにチユウ象約に最も結構でありますから、市がこの個定資産評価員を選任するにあたりまして選任の同意を求めるにあたりまして、当然、法第 84 条の二項に基づいて提案されたと思つております。そこでこの選任致したいと思つておられるここに掲げた比嘉氏が、第 84 条の 2 項に定める個定資産評価に関する知識と経験があると云うことを議会が納得出来る様な説明をお願い致します。

市長～個定資産評価員の最も大事なことは、公定にそしてその能力として充當その仕事をはたしうる様な知識と能力を有する者でなければいかんと思う訳であります。一応比嘉くんの学歴を申し上げますと、57 年の 11 月に最初選挙管理委員会の職員として採用になつて、よく年の 58 年の 3 月に財政課の職員に採用され、59 年から今宵まで個定資産評価員の補助員として勤めて来て今までやつてもらつています。本人の性格も非常にキチヨウ面で、性格にこれを評価して貢献をはたしうるものと認めまして、提案した訳であります。

5 番～個定資産の評価員の補助員としてやつて来た訳でございますね。その評価と云うことになりますと、その負担する義務も仕事も相当なものになると思ひますが、現在その評価資産評価員に選任したいと思つている。比嘉さんは、その仕事以外に何か役所の仕事を兼ねておられますか、兼任しておりますか、個定資産評価に関する仕事に専従しておりますか、それともそれ以外の他の仕事を負担をさせられておりますか。

市長～身骨上は役所の財政課の職員として、兼任の形になつておりますけれども、実際の仕事は、もつばら個定資産の評価に当つている訳であります。

5 番～固定資産評価に関する仕事に専属出来る様な現在の立場でありますか。

3 番～現市長において毎年1回固定資産の状況を報告することになつておりますが、これは実際行われているか、それから市町村税法第5項固定資産評価員は、前項の規定による評価をした場合においては、原則で定める様式によつて迅速なく評価調書を作成し、これを市町村長提出しなければならないと云うことがあります、過去において実施されてあるかどうか。

市長～今の所、^今これは前の課長の項からずつ市財政状況を報告する様と書いておりますが、これが未だ実際には行われておりません。

3 番～固定資産の評価は6月までに決定しなければならないと云う様に法でうなわれておりますが、そう云ふようには実行はしてないと云うことであります。

市長～評価の決定はやつております、例えば鉱山とかそう云つた調べたものを記させて、いわゆる評価のやりかえですね、こう云うものは一セイには出来ませんのでやつてないものもあります。

3 番～一セイ調査じやなくて、じやこう云う事になる訳でござりますか、法を見ましたら毎年4月1日現在のものを5月31日までに決定すると云うことであります、従来の前年度の実績において、あまり後悔のないものはそのまま決定して、筆は一セイの調査をひかえていると、そうなつた場合には、暫く材資産と云うことをあり得ると思いますが、そう云う面の調査は指揮そ四期目からはずれると云うことですが、その後にそこと並んで決定していると云うことですか。

市長～今の話は、

3 番～その中に調査をして4月1日現在で5月31日までに決定しなければいかんと、その決定しなければいかんものの終了して、個人個人の該当者の固定資産の決定まで全部終つていると云う考えてあるのか、それとも来年度はそれだけ調査をしてから、その骨は大体おきて、新しいものは補うると、そう云う方法でやつておるのか、

市長～法的な手續については課長の方が詳説されます。

財政課長～今の御質問は、登録の活用して毎年4月1日現在での評価の決定をどう云うふうにやつているかと云う御質問ですが、審査の方としましてはそのつづき調査をしまして、その1ヶ月の調査が、当局次年度の課税の対照の評価額を決定すると云うふうになつてねります。それから課税資産の方にお寄りしては、毎年事業の財務のために、事業費を査定するその場合に、個別資産に値をおいて

3 番～現在当市において毎年1回固定資産の状況を報告することになつておりますが、これは実際行われているか、それから市町村税法第88条第3項固定資産評価員は、前項の規定による評価をした場合においては、規定で定める様式によつて遅滞なく評価調書を作成し、これを市町村長提出しなければならないと云うことがあります、過去において実施されておるかどうか。

市長～今の所、これは前の議長の項からずつと市の財政状況を報告する様となつておりますが、これが未だ実際には行われておりません。

3 番～固定資産の評価は6月までに決定しなければならないと云う様に法でうたわれておりますが、そう云ふには実行はしてないと云うことですか。

市長～評価の決定はやつております、例えば家屋とかそう云つた調べたものを記させて、いわゆる評価のやりかえですね、こう云うものは一セイには出来ませんのでやつてないものもあります。

3 番～一セイ調査じゃなくて、じやこう云う事になる訳でござりますか。法を見ましたら毎年4月1日現在のものを5月末までに決定すると云うことであります、従来の前年度の実績において、あまり交換のないものはそのまま決定して、後は一セイの調査はひかえていると、そうなつた場合には、特に村資産と云ふこともあり得ると思ひますが、そう云う他の調査は結局その期日からはずれると云ふことですが、その以前にそこまで決定していると云ふことですか。

市長～今の話は、

3 番～その中に調査をして4月1日現在で5月末までに決定しなければいかんと、その決定しなければいかんものに対して、個人個人の該当者の相続資産の決定まで全部終つていると云ふ考え方であるのか、それとも来年度はそれだけ調査をしてから、その晩は大体おさえて、新しいものは後やると、そう云ふ方法でやつておるのか、

市長～法的な事務面については課長の方が説明させます。

財政課長～今の御質問は、登録の活用して毎年4月1日現在での評価の決定をどう云ふようにやつているかと云う御質問ですが、家屋の方としましてはそのつど調査をして、その1ヶ月の調査が、結局次年度の課税の対照の評価額を決定すると云ふになります。それから償却資産の方におきましては、毎年事業額の財源のために、事業額を査定するその場合に、償却資産に會わせて

の場合は借却資産は合わせて事業物の事業調査の場合に調査をしております、それが過年度の借却資産としての額の決定をする時期になつてあります。その評価調査と申しますのは、結局借却資産の譲り受けた場合、土地譲り受けた場合と云ふものを、条例に示めされた通りに作りまして譲り受けた場合であると、そう云うものが該当付けられておりますが、今の所この譲り受けた場合はほとんど作られておりませんだから今後は、土地は今の所名義権、家屋は家屋調査からでありますので、今後はこの譲り受けた場合の登録に力を入れたいとこう思つております。

- 3番～現在課税に関する様々な問題を見た場合に、前年度の固定資産税と今年
減へたりますか？まあほとんど是なりのないような課税をしている云うようになつておりますが、そうかつた場合に毎年借却資産と云う面で毎年ある程度の家屋においては、年々基礎において、減つて行くのが当然だと思ひます、ところがほんとそう云うことが加味されていない懸念がある方があるが、今の課長さんの答弁を聞いて、その辺に努力したいと云うことでありますので、改善されるとは思いますが、現在までそう云う面まで公表して掲載しているかどうか、

財政課長～お答えします、家屋の件でございますが、家屋の調査の基準は政府から示された基準表がございます、その基準表は、床が外かべ、内かべ、天井、ろうそく、とこ、屋根とか、ひさしとか類似にわたつてと化学的な調査をすることになつております、そしてその条件をなす所の箇所に就いて、それを年々に亘じて調査をする、それを捕ら研究の基準がございます、その方が最適と標準と最低と云ふように骨董で、参考に応じた調査のやり方をすることになつております、それから毎年毎年の調査によつて評価をした場合毎年毎年の評価を基準にする、これも示めされております、しかしながら、今までの課税の標準が複数の評価額、評価額は時価と云うことになつておりますが、その多様の1以下しかみられない、それで政府では市町村の課税の標準を引き上げるために、市町村の課税額の、色々と施策も考えられております、又土地においては、課税の評価額からおして行つた場合には少くとも、7分の1、8分の1の課税しかされてないと非常にそう云うムジン点があるのでござります、それでこう云う面も、今後、土地においては未だ評価の基準も決算額示めしておりませんが今年度一括にその基準も示すというふうになつておりますので家屋も土地もそれから借却資産もそう云う正しい評価をして、そして正しい課税をして、そこから毎年毎年の評価額を開示して行きたいと、こう云うふうにやつて行きたいと思つております、それでその課税が、ある程度引き上げられていつた場合には、その毎年毎年の減価償却も減つても良いと思いますが、現在は課税そのものの基準が非常に少くない云う成でそう云う面はこう云うふうにしてもらいたいとこう云う

の場合には償却資産は合わせて事業税の事業調査の場合に調査をしてあります。それが毎年度の償却資産としての額の決定をする時期になつております。その評価調査と申しますのは、結局償却資産の課税台帳又家屋課税台帳、土地課税台帳と云ふものを、条例に示めされた通りに作りまして課税の財産の台帳であると、そう云うものが義務付けられておりますが、今の所この課税台帳はほとんど作られておりませんだから今度は、土地は今の所名寄帳、家屋は家屋調査からでありますので、今後はこの課税台帳の整備に力を入れたいとこう思つております。

3番～現在課税に対する様な限界を見た場合に、前年度の固定資産税と今年度あまり変りはないと、まあほとんど変りのないような課税をしている云ふふうになつておりますが、そうなつた場合に毎年償却資産と云う上で毎年ある程度の家屋においては、年々基礎において、減つて行くのが当然だと思います。ところがほとんどそう云うことが加味されていない様な課税の方法があるが、今の課長さんの答弁を聞いて、その様に努力したいと云うことでありますので、改善されるとは思いますが、現在までそう云うまで公表して説明しているかどうか。

財政課長へお答えを差します。家屋の件でございますが、家屋の調査の基準は政府から示めされた基準表がございます。その基準表は、市が外かべ、内かべ、天井、ろうさく、とこ、屋根とか、ひさしとか細部にわたつてと化学的な調査をすることになつております。そしてその条件をなす所の基準において、それを年々に応じて規制をする、それを補う研究の基準がございます。その方が最高限と標準と最低と云ふふうに脅えて、年々に応じた規制のやり方をすることになつております。それから毎年毎年の調査によつて評価をした場合毎年毎年の評価を基準にする、これも示めされております。しかしながら、今までの課税の標準が実際の評価額、評価額は時価と云うことになつておりますが、それの3分の1以下しかみられない、それで政府では市町村の課税の標準を引き上げるために、市町村の課税額の、色々と施策も考えられております。又土地においては、実際の評価額からおして行つた場合には少くなくとも、7分の1、8分の1の課税しかされてないと非常にそう云ふムジュン点があるのでござります、それでこう云う面も、今後、土地においては未だ評点の基準も政府は示めしておりませんが今年度一杯にその基準も示すというふうになつておりますので家屋も土地もそれから償却資産もそう云う正しい評価をして、そして正しい課税をして、そこから毎年毎年の評価額を割り出して行きたいと、こう云ふようにやつて行きたいと思つております。それでその課税が、ある程度引き上げられていつた場合には、その毎年毎年の原価償却も減つても良いと思いますが、現在は課税そのものの基準が非常に少くない云う点でそう云う面はこう云ふうにしてもらいたいとこう云う

ふうに考えております

議長～暫く休憩をします。(午前11時50分)

議長～再開をします。(午前11時52分)

10番～何年に何回定期的に調査されておりますか、又現在まで増収の旨、その他家の富をめぐるに對して、どういうふうな調査が行なわれて来たか、今後どういうふうな方法でやるか、その辺お伺いをします。

財政課長～家屋の欄においての増収策は、ほとんど申請があれば、そのつど実際にはわかっている場合にはほとんどと調査をして調査の整理につとめております。銀屋も土地も、借却資産におきましても、これは査定の人があちこちでやくしなければ、公平な課税ある出来かねるところ思います。それで、今年度はそう云う家屋、土地に附しましても借却資産につきましても、該済合権を整理する以上は、時機を見て適正な評価を一さいにそつて見たいとう云うふうに考えておるのであります。

10番～現在までは定期的には、何年に何回ですか。

財政課長～今年度はつきりは覚えておりませんが通常の例としましては、4年間に1回は家屋に付きましては、一齊調査をやつております。

10番～今後は毎年1回のお考えでありますか。

財政課長～毎年1回ずつでの調査は不可能だとどう思つております。

10番～今先のお話しによりますと、5年前に上場位しか定期的に調査されてないといふお話しで、又今後も毎年は継続する事は、どういふ不實施と云う御答弁でございましたが、その間に新規そのものは、今までの許可がある場合においてはそのつど調査は出来ると思うのでございますが、この増収はいわゆる既の富ない、その税の内容の使つた物に対しては、どういうふうな措置を取られるか、この辺をどう云うふうな調査を行なわれるか、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

財政課長～地盤鑑定に入る地域内につきましては、地盤課に画面を添えての申請がござりますので、地盤課と連絡をして調査をしております。

3番～回答をしますので、御質問をします。地盤との提案を黙りますと、固定資産の評価員の監査になつておりますが、現在の課長さんの説明を聞きまつたら、是非本草書でも一齊調査の必要あるんじゃないかと、こう思う訳であります。そう云う考えがあるかですね、その場合に結果おのずから補助員、固定評価の補助員と云う専門問題であるが、そう云ひます。

ふうに考えております

議長～暫く休憩致します。(午前11時50分)

議長～再開致します。(午前11時52分)

10番～何年に何回定期的に調査されておりますか、又現在まで建築の旨、その他届の届かない旨に対して、どういうふうな調査が行なわれて来たか、今後どういうふうな方針でやるか、その点お伺い致します。

財政課長～家屋においての増改築は、ほとんど申請があれば、そのつど又実際にわかつている場合にはほとんど調査をして調査の整理につとめております。家屋も土地も、償却資産におきましては、これは査定の人が、しつかりはやすくしなければ、公平な課税も出来かねるとこう思います。それで、今年度はそう云う家屋、土地に対しましても償却資産につきましても、課税台帳を整理する以上は、時期を見て適正な評価を一さいににやつて見たいとこう云うふうに考えておるのであります。

10番～現在までは定期的には、何年に何回ですか。

財政課長～今年は、はつきりは覚えておりませんが過去の例としましては、4年間に1回は家屋におきましては、一斉調査をやつております。

10番～今後は毎年1回のお考えでありますか。

財政課長～毎年1回の総ての調査は不可能だとこう思っております。

10番～今先のお話しによりますと、5ヶ月年に1回位しか定期的に調査されてないというお話で、又今後も毎年は続ける事は、とうてい不可能と云う御答弁でございましたが、その間に新築そのものは、今までの許可がある建築においてはそのつど調査は出来ると思うのでございますが、この増築は、いわゆる届の届かない、その家の内容の変つた物に対しては、どういうふうな措置を取られるか、この辺をどう云うふうな調査を行なわれるか、もう少し御説明をお願いしたいと思います。

財政課長～建築確認の入る地域内につきましては、建設課に図面を添えての申請がございますので、建設課と連絡をして調査をしております。

3番～間違致しますので、御質問致します。現在この提案を見ますと、固定資産の評価員の選任になつておりますが、現在の課長さんの説明を聞きましたら、是非本年度でも一斉調査の必要があるんじゃないかと、こう思う訳でありますが、そう云う考え方があるかですね、その場合に結局おのずから補助員、固定評価の補助員と云う事が問題であるが、そう云ひ

は何名位か、或は導えておられるか、先、課長さん御説明によりますと相当これ話、是非そう云う事をやるに詰いても、基本調査が必要だと云うふうに、なつて行く説でございますが、一斉調査はするに詰いても、我々はこの評議員の選任だけでは、どうも済得行きませんが、補助員の任命を導えておるかどうかですね、又その場合に何名位を予定されておるか、その点市長さんの御見解を聞き

市長～一斉調査を行う場合には、どうしても補助員が入ると思ひます、就活は補助員には今議会の議員の方が手ついていたいんだですが、去年からどうしてもこれは、補助員になる事は適切でないと云う事もありましたので、若し今度準備が出来て一斉調査にかかる場合には、いわゆる補助員としての議論の採用でもどうしても2名位程度の補助員がいるんじやないかと想う願います。しかし具体的などう云う人を採用し、個名にすると云うことは一応選の方で案を作つてもらってからこれを異く検討したいと想つております。

3番～今年度にやりたいとか、そう云うお考えは、まだ具体的にあつておられんと云うことですか。

市長～大体家庭ならば、標準方針もちゃんと有りますが、今問題なのは、政府から示された率はだいたいどこまで持つて行くと云う事は通算を受けておりますけれども、いわゆる策定方針、積み立て方針はまだ、説明会がある様になつておる事ですが、これが行われてのちに、その評議方針を説明し、諮詢員を採用して説明して、そして調査にあたりたいとこう思つております。

3番～本年度に調査をもうけられる予定があるかどうか。（是非もうけたい）

1番～先程の御説明の中に毎年の実施調査を不可能だと云うことでございましたけれども、どう云う理由で不可能であるのか、その理由を是正する場合があるかどうか、それについて一層御見解を求めます。

財政課長～お答えします。毎年の一斉調査が不可能だと申し上げましたが、仕事の実際によつてみて、家屋の面におきましても、毎年の調査と云う事は実際には不可能であるとこう思つております。それで、それだけ2ヵ年において一斉調査をしましてそれだけの基礎が出来上がれば、それから以後毎年通常の増改築、新築、というう意味で、そこの監査を通じてあるいは移動の骨、表つた骨、その調査を毎年続けて行きたいとこう思つています。

1番～もう一度御質問を致しますが、諒、最も強の1回を見ますと、これは毎年実施調査をしなければならないと云う根拠材になつております。その根拠材は、標準方針の根拠材と云うのが普通であります。

は何名位か、或は考えておられるか、先、課長さん御説明によりますと相当これは、是非そう云う事をやるにおいても、基本調査が必要だと云うふうに、なつて行く訳でございますが、一斉調査はするにおいても、我々はこの評価員の選任だけでは、どうも納得行きませんが、補助員の選任を考えておるかどうかですね、又その場合に何名位を予定されておるか、その点市長さんの御見解を聞う。

市長～一斉調査を行う場合には、どうしても補助員が入ると思います、従来は補助員には十議会の議員の方がやつていただいだんですが、去年からどうしてもこれは、補助員になる事は適当でないと云う事もありましたので、若し今度準備が出来て一斉調査にかかる場合には、いわゆる補助員としての臨時の採用でもどうしても20名位程度の補助員がいるんじやないかとこう思います。しかし具体的はどう云う人を探用し、何名にすると云うことは一応課の方で案を作つてもらつてからこれを良く検討したいと思つております。

3 番～今年度にやりたいとか、そう云うお考えは、まだ具体的にもつておられんと云うことですか。

市長～大体家屋ならば、標準方法もちやんと有りますが、今問題なのは、政府から示された率はだいたいどこまで持つて行くと云う事は直感を受けておりますけれども、いわゆる査定方法、高い査定方法はまだ、説明会がある様になつておる様ですが、これが行われてのちに、その評価方法を説明し、補助員を探用して説明して、そして調査にあたりたいとこう思つております。

3 番～本年度に調査をもうけられる予定があるかどうか、(是非もうけたい)

1 番～先程の御答弁の中に毎年の実地調査を不可能だと云うことでございましたけれど、どう云う理由で不可能であるのか、その理由を是正する考えがあるかどうか、それについて一応御見解を求めます。

財政課長～お答えします。毎年の一斉調査が不可能だと申し上げましたが、仕事を実際にやつてみて、家屋の面におきましても、毎年の調査と云う事は実際に不可能であるとこう思つております。それで、それだけ1ヶ年において一斉調査をしましてそれだけの基礎が出来上がれば、それから以後毎年毎年の増改築、新築、こういうものは、その区長を通じてあるいは、移動の層、變つた層、その調査を毎年続けて行きたいとこう思つています。

1 番～もう一回お聞き致しますが、法、88条の1項を見ますと、これは毎年実地調査をしなければならないと云う義務付になつております。その法

の解シヤタについて、課長はどう云う考え方を持っていますか。

財政課長～もう一回お聞いします。

1 番～法第 63 条、これは義務規定で毎年一回調査をしなければならないと、しかし不尋常だとすると、不可能を不可能にする様に改めなければいかんと想いますが、それは家屋だけはあまり便動はないんですね、土地と云うものは、常に年々評価と云うのが通つて来る訳です、したがつて一貫評価しなければいかんと思いますがね。

財政課長～土地におきましては、その地域におきましては、毎年相当の便動がある地域がございます、それで現在の所は土地に対しては、毎年でも可能だと、こう思いますが、家屋は毎年一回調査と云う事は、それだけ経済的約にも、時間的にも無理でないかと、又毎年調査をしなくとも、それだけの、まあ云えば正しい評価の方法が別途にあるんじやないかとこう思います。

1 番～今回の国定資産評価委員の選任の同意について、御要望申し上げますがこれは既でもちやんと規定されておりましす。法でありますので、これを使つかばれ、来年適正な評価をして、適正な財源を計る事に努力してもらいたいことを御要望申し上げます。

議長～質疑も大体つきた様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。
討論に入ります。

4 番～市長の所有財産を評価すると云う事は、重要な資本がともない、又その評価にあらたつては公正無私な立場で評価しなければいかないことが私が申し上げる點でもなく、従つて、素案に示められております、比類盛光クレジット、市町村税法の第 64 条 2 款で云う所の、無職及び公務員は每回申立てありますし、尚現役もその職務にたちさわつてみると云う點等でありましたし、そう云う意味から、本案件は適正なものと認め賛成をしたいと思つております。尚先程も掲揚がありました通り、当然、毎年 1 回要道に評価しなければならない、尚又今年度は特に、一回調査をやると云う事でありますので、1 リ、フルに激励してもらつて、そしてその評価にあたつては、万全を期していただきたいと云う御要望を申し上げます。

議長～外に御異議がない様でござりますので、討論を打切りたいと思います。

の解シヤクについて、課長はどう云う考え方を持つておりますか。

財政課長～もう一回お願ひします。

1 番～法第88条、これは義務規定で毎年一回調査をしなければならないと、しかし不可能だとすると、不可能を不可能にする様に改めなければいかんと思いますが、それは家屋だけはあまり変動はないんですがね、土地と云うものは、常に年々評価と云うのが遅つて来る訳です。したがつて一斉評価しなければいかんと思いますがね。

財政課長～土地におきましては、その地域におきましては、毎年相当の変動がある地域がございます。それで現在の所は土地に対しては、毎年でも可能だと、こう思いますが、家屋は毎年一回調査と云う事は、それだけ経済的約にも、時間約にも無理でないかと、又毎年調査をしなくとも、それだけの、まあ云えど正しい評価の方差が別にあるんじやないかとこう思っています。

1 番～今後の固定資産評価委員の選任の同意について、御要望申し上げますがこれは決でもちやんと規定されております。法でありますので、これをきつかけに、来年適正な評価をして、適正な財源を計る様に努力してもらいたいことを御要望申し上げます。

議 長～質疑も大体ついた様にありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。討論に入ります。

4 番～市民の所有財産を評価すると云う事は、重要な質問がともない、又その評価にあたつては公正無私の立場で評価しなければいかないことは私が申し上げるまでもなく、従つて、本案に示めされております。比彌盛光君は、市町村税法の第84条2項で云う所の、知識及び経験は勿論論有しておりますし、尚現在もその職務にたちさわつておると云う説明がありましたし、そう云う意味から、本案件は適正なものと認め賛成致したいと思つております。尚又先程も指摘がありました通り、当然、毎年1回実地に評価しなければならない、尚又今年度は特に、一斉調査もやると云う事でありますので、1つ、フルに激励してもらつて、そしてその評価にあたつては、万全を期していただきたいと云う御要望を申し上げます。

議 長～外に異意見がない様でございますので、討論を切りたいと思いますが

御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め討論を行切ることに致します。

議 長～ては、議案第37号固定資産評価員の選任同意についてを委員に付します。

議 長～原案通り同意することに御異議ございませんか。

全員異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないので、全会一致でもつて議案第37号固定資産評価員の選任同意についてを、原案通り同意することに可決決定致します。

議 長～次は日程第2、議案第33号公有水面権立に対する意見書についてを議題と致します、審査をして朗読せしめます。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時05分)

議 長～再開致します。(午前11時06分)

議 長～提案者の臨旨説明を求めます。

市 長～案件に示めされております通り、主席の方から、石川真大氏の権立の旨についての諮問がなされておりますので、この諮問が10月25日と云う事になつております。それまでに、主席に、市としての意見を申し上げるに、こちらに示されている複数の案件に付して意見を申し上げたいとう思つて提案であります。

議 長～本案は質疑の段階で総統審議と致します。

議 長～暫く休憩致します。(0時13分)

議 長～再開致します。(0時14分)

議 長～日程第3号新規業種になつております議案第38号請求顧客の移管に伴う規制の取扱についてを議題と致します。

議 長～本案は質疑の段階で総統審議になつておりますので、引続き質疑を求めるます。

5番～38号議案に対して、当局は撤回の意思がなければ更に質問を致したい

御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議 長～では、議案第37号固定資産評価員の選任同意についてを委決に付します。

議 長～原案通り同意することに御異議ございませんか。

全員異議なしと呼ぶ。

議 長～御異議がないので、全会一致でもつて議案第37号固定資産評価員の選任同意についてを、原案通り同意することに可決決定致します。

議 長～次は日程順に従いまして、日程第2、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～暫く休憩致します。(午前11時05分)

議 長～再開致します。(午前11時06分)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～案件に示めされておりました通り、主席の方から、石川真六氏の提出の件についての諮問がなされておりますので、この諮問が10月25日と云う事になつております。それまでに、主席に、市としての意見を申し上げるに、こちらに示されている様な案件に付して意見を申し上げたいとこう思つて提案しきります。

議 長～本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～暫く休憩致します。(0時13分)

議 長～再開致します。(0時14分)

議 長～日程第3継続審議になつておりました議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得についてを議題と致します。

議 長～本案は質疑の段階で継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めるます。

5 番～38号議案に對して、当局は撤回の意図がなければ更に質問を致したい

と思います。先刻にこの案件に対する質問に対しまして、市長は専決処置をやつてある問題に對して、何故この38号を提案したかと云う私の質問に専決処置をしたその当時に對しては、水道事業は当然継続事業であると云う立場から、議会の賛成を得なかつた、しかしこの案件に關連する予算の提出で議会の方から採択されてや38号を追加提案したと云う御説明でありました、それに關連して質問致します。つまり専決処置をやつて良いと云う認定でそう云うふうな処置をなされたと云う事に對しまして、水道事業は直野市の継続事業であるからと云うのが理由になつておりました、継続事業であると云う事は継続すべき事業であると云う面から見た場合と専決処置で執行出来る継続事業と云うのは当然議会において、総観して一定期間内の期間を定めて、その予算措置を継続費として、議会の承認を得てじやなければ継続事業としてはなされません。そう云うふうなかんてんから致しますならば、当然市長のそう云う見解はツラツラがあることになりますが、総観すべき事項であるから、議会の賛成を得る必要はないと思つたと云うことは、これはいわしむれば過失であります。そこで総観すべき事業であるから仮にこと4、5ヶ月年は今水道事業が当然拡張、その他新規と云う面で総観するであろうと云う事はだれしもわかつた事であります、そうであるからと云う理由で、それに必要な予算を予算支岡において5,000余りの巨額大な金額と当然これは専決処置でかまわないと云つた様な考え方を持つておられるのかどうか、これともうエリ今先私が貴重の見解、つまり継続費として議会で認められた以外じやなけれど市長の云う継続事業であるから議決を得ないで、専決処置をしたと云うの比、間違いだと云う私の見解に対して市長のはつきりした御見解を御詰願ひます。

市長～継続事業でそしてこの事業の拡張は今まで皆様が要望された事業でありますので、予算に提案して予算で審議してもらえば、これを執行する事が出来るという考え方で予算を提案して、これを審議してもらうと云う事でありますが、ところがそのものが、すでに取り付けられた物品のいわゆるメーターとなりますと云うと契約の示す所の額以上の額などのてこれを超過取扱として、一括にこれを譲渡していただこうとこう思つて是に超過取扱と向うの論水の権利の譲り受けを36号として提案致しました。それまでに向うとの契約にサインを致しましたが、これはすでにサインしてありますが、予算が通らない又譲渡が、譲渡によつて、この財産獲得やこの権利はこの条件で持つて必要がないと云うことであれば、先に私は水道公社に譲渡を得ない間に了解サインを致しましたが、どうしても取扱の必要がない或は又まん一その権利を得る必要がないと云う事であれば、今更私のしくじりとして水道公社に申し出てこれを解約する事を圖ると思つてあります。一括は専決の処置をしたものとして、これを皆さんに認めてもらえば専決処置の譲り受けを換算したいとこう思つております。

5番～38号を採択される場合は、当然条例の規定に基づいて議会の賛成を求める

と思ひます。先刻にこの案件に對する質問に對しまして、市長は専決処置をやつてある問題に對して、何故この38号を提案したかと云う私の質問に専決処置をしたその当時においては、水道事業は当然継続事業であると云う立場から、議会の議決を得なかつた、しかしこの案件に關連する予算の提案で議会の方から措置されてや38号を追加提案したと云う御説明でありました、それに關連して質問致します。つまり専決処置やつて良いと云う認定でそう云うふうな処理をなされたと云う事に對しまして、水道事業は宣野市への継続事業であるからと云うのが趣旨になつておりました、継続事業であると云う事は継続すべき事業であると云う面から見た場合と専決処置で執行出来る継続事業と云うのは当然議会において、継続して一定期間内の期間を定めて、その与算措置を継続費として、議会の承認を得てじやなければ継続事業として認められませんそう云うふうなかんてんから致しますならば、当然市長のそう云う見解はツジツマがあることになりますが、継続すべき事業であるから、議会の議決を得る必要はないと思つたと云うことは、これはいわしむれば退弁であります。そこで継続すべき事業であるから仮にここ4、5ヶ月年は今水道事業が当然拡張、その他修繕と云う面で継続するであろうと云う事はだれしもわかつた事であります。そうであるからと云う趣旨で、それに必要な予算を予算支當において5,000万余りの巨額な金額と当然これは専決処置でかまわないと云つた様な考え方を持つておられるのかどうか、これともう1つ今先私が自身の見解、つまり継続費として議会で認められた以外じやなければ市長の云う継続事業であるから議決を得ないで、専決処置をしたと云うのは、間違いだと云う私の見解に對しての市長のはつきりした御見解を御説明願います。

市長～継続事業でそしてこの事業の拡張は今まで皆様が要望された事業でありましたので、予算に提案して予算で審議してもらえば、これを執行する事が出来るという考え方で予算を提案して、これを審議してもらうと云う事でありますが、ところがそのものが、すでに取り付けられた物晶のいわゆるメーターとなりますと云うと条例の示す所の額以上の部品なのでこれを財産取得として、一緒にこれを譲り受けただこうとこう思つて更に財産取得と向うの権利の譲り受けを36号として提案致しました。それまでに向うの契約にサインを致しましたが、これはすぐにサインしてありますが、予算が通らない又譲り受けが、譲り受けによって、この財産取得やこの権利はこの条件で得る必要がないと云うことであれば、先に私は水道公社に譲り受けない前に了解サインを致しましたが、どうしても取得の必要がない或は又まん一その権利を得る必要がないと云う事であれば、今更私のしくじりとして水道公社に申し出てこれを解約する事も出来ると思うのであります。一応は専決の処置をしたものとして、これを皆さんに認めてもらえれば専決処置の議案を提案したいとこう思つております。

5 番～38号を提案される場合は、当然条例の規定に基づいて議会の議決を求

べきだと云う判断において、検査されたと思います。しかし本案件に対しては、すでに専美処理に付されておりますが、でありますからには、当然報告の形をとる承認の職業とすべきであります。私は本案件を取扱っておりますが、それに対してどういうふうな考え方でありますか、更にもしそうであれば、つまり撤回して承認の手続を取り戻されるかどうか、この2つの点において市長のお考を御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(0時22分)

議長～再開致します。(0時43分)

議長～議案第3号給水顧客の移管に伴う財産の取得については、質疑の段階において、総括審議と致します。

議長～暫く休憩致します。(0時44分)

議長～再開致します。(2時20分)

議長～議案第4号比良川良橋の復旧架設方陳情についてを総括と致します。審議をして朗読せしめます。
処理方法についてお詫び致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時26分)

議長～再開致します。(午後3時43分)

議長～12番の出席を報告する。

4番～本陳情事件は同じ内容のものが再び陳情なれております。陳情者においては、深刻な問題として1日も早くこの問題を解消すべく不安から再度こう云つた深刻な陳情がなされていると尋ねております。そこで早急に陳情せしめるために一応議会においても、徹底的にこの問題を究明して1日も早く処理させるために運営委員会に付託して、審議をさせたいと思つております。したがつて本案件を運営委員会に付託する旨の動議を提出致します。

賛成と呼ぶ

議長～只今の4番議員の動議は所定の賛成者有りましたので、動議は成立致しました。お詫び致します。動議の通り運営委員会に付託することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ

べきだと云う判断において、提案されたと思います。しかし本案件に対しては、すでに専決処理に付されております、でありますからには、当然報告の形をとる承認の議案とすべきであります、私は本案件をながめておりますが、それに對してどういうふうな考えでありますか、更にもしそうであれば、つまり撤回して承認の手続を取られるかどうか、この2つの面において市長のお考を御説明願います。

議長～暫く休憩致します。(0時22分)

議長～再開致します。(0時43分)

議長～議案第38号給水顧客の移管に伴う財産の取得については、質疑の段階において、継続審議と致します。

議長～暫く休憩致します。(0時44分)

議長～再開致します。(2時20分)

議長～日程第4、陳情第8号比屋川良橋の復旧架設方陳情についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。
処理方法についてお詰り致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時26分)

議長～再開致します。(午後3時43分)

議長～12番の出席を報告する。

4番～本陳情案件は同じ内容のものが再度陳情されております。陳情者においては、深刻な問題として1回も早くこの問題を解決すべく不安から再度こう云つた様な陳情がなされていると考えております。そこで早急に解決せしめるために一応議会においても、徹底的にこの問題を究明して1回も早く処理させるために経工委員会に付託して、審査をさせたいと思つております。したがつて本案件を経工委員会に付託する旨の動議を提出致します。

賛成と呼ぶ

議長～只今の4番議員の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お詰り致します。動議の通り経工委員会に付託することに御異議ございませんか。

異議なしと呼ぶ。

御異議がございませんので経工委員会に付託することに決定致します。

議長～審査の方法といたしましては議会申名審査すると云う方法で宜しゆうござりますか。

異議なしと呼ぶ。

議長～では左請決議します。

議長～それから審査の期間は次の議会までに報告してもらう様にして良いですか。

異議なしと呼ぶ。

議長～暫く休憩致します。(午後4時52分)

議長～再開致します。(午後4時53分)

議長～審査の期間は次の定期会までに報告する旨と云うことに決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時54分)

議長～再開致します。(午後4時55分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを待つて本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議長～散会。(午後4時56分)

御異議がございませんので経工委員会に付託することに決定致します。

議長～尚審査の方法といたしましては開会中も審査すると云う方法で宜しいですか。

異議なしと呼ぶ。

議長～では左様決定致します。

議長～それから審査の期間は次の議会までに報告してもらう様にして良いですか。

異議なしと呼ぶ。

議長～暫く休憩致します。(午後4時52分)

議長～再開致します。(午後4時53分)

議長～審査の期間は次の定期会までに報告すると云うことに決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時54分)

議長～再開致します。(午後4時55分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを持って本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前10時より再開致します。

議長～散会(午後4時56分)